

地域医療介護総合確保基金管理運営要領第2（2）②に基づく公表事項（案）

基金の名称	医療介護推進基金		
基金設置法人名	兵庫県		
基金の額	区 分	医療分	介護分
	今回の基金造成額	5,250,963,000 (R3.3.31 造成)	2,941,220,000 円 (R3.3.31 造成)
	造成後の基金残高	11,126,399,984 (R3.3.31 造成)	12,080,052,594 円 (R3.3.31 造成)
国費相当額	区 分	医療分	介護分
	今回の基金造成額のうち国費相当額	3,500,642,000 (R3.3.31 造成)	1,960,812,000 円 (R3.3.31 造成)
	造成後の基金残高のうち国費相当額	7,417,599,989 (R3.3.31 造成)	8,053,362,391 円 (R3.3.31 造成)
基金事業の概要	<p>効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療介護推進基金を活用し以下の事業を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</li> <li>2 居宅等における医療の提供に関する事業</li> <li>3 医療従事者の確保に関する事業</li> <li>4 介護施設等の整備に関する事業</li> <li>5 介護従事者の確保に関する事業</li> </ol>		
基金事業を終了する時期	医療介護推進基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。		
基金事業の目標	医療介護総合確保促進法に基づく兵庫県計画に記載のとおり。		
基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	申請方法	別に定める医療介護推進基金に係る提案書を県に提出することにより申請（なお、申請方法等の詳細については別途 HP 等において周知する）	
	申請期限	毎年度の予算編成スケジュールに合わせて別に定める日	
	審査基準	国が定める「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」及び本県が提案募集に際に別に定める「留意事項」等を踏まえた内容であること	
	審査体制	県健康福祉部内の各所管課において上記審査基準に基づき各所管課長が採択の可否を決定	